

桐生都市計画地区計画の変更（桐生市決定）

都市計画 新堀地区 地区計画を次のように変更する。

名称		新堀地区 地区計画	
位置		桐生市川内町三丁目、五丁目	
面積		約2.7ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は桐生市の北部に位置し、市中心部から約4kmにあり、桐生市外六か町村土地開発公社が土地区画整理事業により、分譲住宅団地として整備を行った地区である。この地区は、建築物の用途の混在などによる居住環境の悪化を未然に防止し、市街化を計画的にコントロールすると共に、良好な市街地形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	一戸建住宅の低層住宅地区とするため、建築物の規制・誘導を推進し、良好な住宅地としてふさわしい土地利用とする。	
	地区施設の整備方針	地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、したがって地区計画の目標に沿ってより十分な機能が発揮できるようその維持及び保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	一戸建低層住宅地区として、敷地面積の延べ面積に対する割合の最高限度、同じく建築面積に対する割合の最高限度、敷地面積の最低限度、敷地内の空地の確保、建築物の高さの最高限度、かき・さくの整備等良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 専用住宅（一戸建） 2. 別記のとおり
		建築物の容積率の最高限度	10/10
		建築物の建蔽率の最高限度	5/10
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線より1メートル以上とする。
		建築物の高さの最高限度	10m
		かき又はさくの構造の制限	(イ) かき又はさくは生垣又はフェンスとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で天端高40センチ以下のもの、あるいは門柱にあつてはこの限りではない。 (ロ) かき又はさくの高さは1.5メートル以下とする。

「区域は計画図表示のとおり」

別 記

兼用住宅で、次に掲げるいずれかの用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの。（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

- (1) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）
- (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (5) 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）